

関西労災職業病 6月号

(通巻第207号)

関西労働者安全センター 1992.6.10 発行 100円

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

TEL. 06・538・0148

郵便振替口座 大阪6-315742

FAX. 06・541・2712

大阪労働金庫梅田支店 普通1340284

入院済
 身体障害診断書
 診断書
 先生
 大韓民国
 大韓民国
 先生
 右膝関節
 名:1)우경
 생년월일:
 주 소: 大韓民国
 명:
 생년월일:
 진단명:1)우측 무릎관절염(전좌측 무릎관절염 수술 후 상태)
 2)우측 무릎관절염(전좌측 무릎관절염 수술 후 상태)
 치료내용: 상급의료기관에서 1992년 6월 25일 입원하여 1992년 6월 25일까지 치료받은 후 퇴원함.
 장애내용:1)우측 무릎관절염으로 인하여 일상생활에 지장이 있음.
 2)우측 무릎관절염으로 인하여 일상생활에 지장이 있음.
 전신장애에 대한 종합기능감소: 28%임.
 결과: 전신장애에 대한 종합기능감소: 28%임.
 참고:1)장애 판정 방법: 「장애 판정 방법」(A.M.A. 방법)에 의함.
 2)사기 진단은 일반 우외근로자로서의 1992년 6월 25일
 3)우측 무릎관절염 판정 방법: 「장애 판정 방법」(A.M.A. 방법)에 의함.
 Treatment of Compensable Injuries. a 6th Ed. (Ankylosis, Ankle, Toes, [II-1-b-6, II-A-a-6, II-A-a-3-6])
 1992년 6월 25일

◆目次◆

- 外国人電話法律人権相談開く..... 1
- アスベスト110番 相次ぐ労災認定、被害救済..... 4
- 時短のための法制度で労働時間延長という不思議..... 7
- つくろう菜の花診療所..... 11
- 前線から(ニュース)..... 13
- じん肺被災者の横顔◎..... 15
- 7月24日にセミナー「夜勤・交替制勤務と労働者の健康」..... 17

八か国語の外国人電話法律人権相談開く 六・四・六

未払い賃金、ピンハネ外国人労働者をめぐる環境

求められる恒常的な相談窓口

六月四日から六日にかけての三日間、大阪地評弁護士団と大阪社会法律文化センターの主催、RINK後援で、外国人電話法律人権相談が行われた。安全センターもRINK構成団体として協力した。

宣伝はもう一歩？

この電話相談の宣伝のために、ハングル、中国語、英語、タイ語、スペイン語、タガログ語、ペルシヤ語で呼びかけるポスターを作成（先月号を参照）、外国公館など関係諸機関等に送付した。また同様のチラシを直前の日曜日に大阪城公園で配っ

たが、外国人らしき姿は期待したほど多くはなく、肩透かしを食った感じだった。また、事前に報道する新聞記事も少なく、ひよっとすると宣伝が行き届かず、相談は少ないのではないだろうかと不安を覚えながら四日当日を迎えた。

入管法上の不安の大きさを

感じさせる相談内容

前述の言語にポルトガル語を加えた八か国語の通訳の協力を得て、電話を待った。最終的に相談件数は四九件に上った。「チラシを見て」と

いうものもあったが、やはりテレビ

報道の効果が大きかったようだ。さて、相談内容は、ビザの取得・変更など入管法・外登法上の問題に関する相談、特に、婚姻関係との関連で在留資格を尋ねる相談が目立った。また、子供の教育施設の紹介を求める相談もあり、当たり前のことだが、今や外国人も日本人と同様、自らの生活を築いているのだということを感じさせるものだった。同時に、入管法上、違法であるという理由により、生活上の不便、無権利状態を余儀なくされる外国人の現状の一端をうかがわせた。

本人には、外国人にも労災保険が適用されることを説明、申請に向け準備を進めている。

横たわる言葉の壁

重要な通訳の役割

外国人との関わりの中で我々が意識疎通が思うように行かないのを、もどかしく思う以上に、自分の困難な状態を自分の国の言葉で相談できる機会の少ない外国人の不安は大きいに違いない。

今回の電話相談も、二九名の通訳者の協力があったからこそ、無事に終えられたとも言えよう。事例によっては、相談当日だけでなくその後、通訳として同伴して頂いている。このように、現状では、外国人の権利擁護運動における通訳の果たす役割は非常に大きいものがある。

ただし、ごく少数の通訳者の厚意によりかかっている傾向も否めず、

通訳との協力関係を更に広げていくことは課題として残されていると思われる。

継続的な取り組みの必要性

相談件数、内容から、これが全体像を必ずしも反映しているとも言えないだろう。例えば、昨秋の労災相談で多かった労災や医療の相談は、今回少なかった。こうした問題への国・行政の対策がそれほど進んだとも思えない。現に安全センターに持ち込まれる外国人の労災相談は今も減ってはいない。

入管法の前に無権利状態に置かれ連絡することすらできない外国人も存在するに違いない。三日間のみという相談期間の短さ、宣伝がどこまで行き渡ったか、こうしたことを振り返ると反省点もあり、なお一層、こうした取り組みを強めていかななくてはならないと思う。



また、今回の相談を通じて明らかになったように、外国人の相談も生活全般にわたるものとなっている。このような現状に応えるべく、安全センターも、弁護士との協力やRINKのネットワークを生かして、全面的な支援活動の一翼を担っていき

労災相談は一件

変わらぬ

外国人労働者の労災かくし

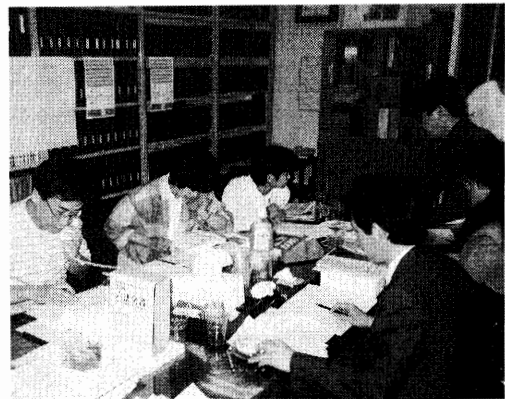
労災に関する相談は一件だけで、安全センターが引き続き解決に向けて取り組むことになっている。ここでその概略だけを紹介したい。

相談は、仕事中にけがをしたが、事故直後に一度病院で受診したきりで、加えて会社は今まで通りの給料を払えないと言われ、困っているというものだった。医師から全治三か月と言われたにも関わらず、働けないために所持金も少なく、身体も不自由なので、初診から電話相談の日まで、一か月弱病院にも行くこともできなかった。身体的、精神的に一番苦しい時期に放置され、本人は困り果てて電話をかけてきたというわけだ。

その後、詳しく事情を聞くと、日本人でないから労災保険は適用され

ないと雇用主から言われていた。こども、九〇年六月の「改正」入管法における雇用主罰則規定の欠陥が現れている。労災を申請することで、外国人を資格外就労させていることが入管にばれるのではないかという不安が、雇用主に労災申請をちゅうちよさせ、労災の事実をもみ消す結果を生み、最終的に労働者自身が不利益を被ることになってしまう。この相談も外国人労働者の労災の典型

的な事例と言えよう。



相談内容分類（重複相談あり）

内容	件数
ビザの取得・変更	13
強制退去・刑事手続き	2
入管法・外登法その他	2
仕事の紹介	4
賃金未払い、ピンハネ	6
雇用条件違反	2
労災	1
結婚・離婚	7
結婚と国籍取得	3
帰化申請	3
家族法、国籍法、戸籍法関係その他	7
その他	10

計49件

相談者の国籍

国籍	人数
イラン	7
韓国	7
フィリピン	5
中国	4
ペルー	3
台湾	2
ベトナム、インド、香港、バングラデシュ、オーストラリア、ラテンアメリカ(?)、ブラジル	各1

日本 11
（但し、中国人3、韓国2、パキスタン・ペルー・ブラジル・アメリカ・イラン各1人）に関する相談

アスベスト・ノー・アスベスト規制法の制定を

アスベスト一一〇番、二年目は一九三件

相次ぐ労災認定、被害救済

昨年七月に実施したアスベスト一一〇番には三二五件もの相談が寄せられ、深刻な健康被害の相談も多かった。その第二回目が、四月二八日に全国一一都府県一四ヶ所に窓口を設置して行われた。

今回は、アスベスト規制法制定を目指す運動が、日本社会党による法案完成というところまできており、さらにアスベスト・ノーの声を強めていくという位置づけで実施されたもの。

総計で一九三件の相談があり、職業曝露による健康被害の相談が約四割だった(表一)。職業曝露以外でも、親戚の四三才の男性が肺ガンと

診断されたが、以前住居のそばで石綿工場が操業していたという例もあった。職業曝露による健康被害の相談事例のうち集計可能な七〇件について①相談者と被災者の関係、②被災者の年令、③申告病名、④業種・職種について分類してみると表2のようになる。

業種・職種は多岐にわたり、パン製造工場(パン焼釜にアスベストを使用)、障害者の共同作業所で自動車用ガスケットの仕上げ作業の請負潜水作業(アスベストを吸うと肺が強くなると言われ仕事の前に吸っていた?)などというものもあった。死亡事例は少なかったが、深刻な

事例としては、一一〇番実施の新聞報道がされた四月二一日に、パッキン製造メーカーの退職者で「悪性腹膜中皮腫であと一週間もつかどうかと主治医から言われている」との家族からの相談があったが、四月二五日に死亡されたケースがあった。

その他に前回同様、医療機関を紹介し、じん肺管理区分申請や今後の健康管理につながったものも少なくなかった。

アスベスト健康障害の労災認定に取り組むにあたって困難な点もいくつかある。第一に、事業主が非協力的に態度をとることが往々にしてあること。第二に、労災補償に関する医師・医療機関の理解が不足しているため放置されているケースもあること。第三に、ガン等を本人に告知しにくかったりすることによる労災手続きの困難があること。こうした点を一つ一つ克服していきながら今後もアスベスト被害の完全救済を

表1. アスベスト・職業がん110番地域別相談件数

実施地域	今回	①	②	前回	①	②
東京	68	20	48	126	36	90
神奈川	横浜	15	5	10	28	13
	横須賀	3	2	1	-	-
新潟	1	1	0	6	1	5
京都	-	-	-	14	7	7
大阪	21	7	14	78	43	35
兵庫	尼崎	32	19	13	-	-
広島		7	3	4	12	6
愛媛	松山	7	4	3	24	14
	新居浜	7	2	5	10	
高知		9	2	7	10	3
熊本		2	0	2	2	1
長崎	佐世保	-	-	-	5	3
大分	大分	3	1	2	8	4
	佐伯	3	3	0	1	
宮崎	日向	15	5	10	1	0
合計		193	74	119	325	131

今回は92年4月28日(一部別)、前回は91年7月2日実施分
 ① 職業曝露による健康被害の相談
 ② その他の問題(主に自宅建物の問題等)

目指して取り組んでいきたい。
 次に、昨年取り組まれたアスベスト一〇番の全国の解決事例等の中からいくつかを紹介する。当安全センターで取り組んだものは事例②。他にも、タルクに含有していたアスベストによる悪性胸膜中皮腫の労災認定事例がある(本誌九二年四月号参照)。読者の皆さんの参考に供したい。



【事例①】谷口寿夫さん(腹膜中皮腫)

一九九一年七月三日死亡 六四才

昨年のアスベスト一〇番実施後に労災認定された事例等

表2.

① 被災者との関係

	今回	前回
本人	52	86
妻	12	31
娘	4	4
息子	0	2
母	0	4
他	1	3
不明	1	0
合計	70	140

② 被災者の年齢

	今回	前回
40歳未満	3	4
40~49歳	7	13
50~59歳	10	22
60~69歳	8	19
70~79歳	5	9
80歳以上	1	1
不明	36	72
合計	70	140

③ 申告病名(前回は複数回答有)

	今回	前回
肺がん	6(2)	14(7)
悪性中皮腫	3(2)	8(7)
がん性腹膜炎	0(0)	1(1)
アスベスト胸水	0(0)	1(1)
石綿肺	2(0)	3(1)
じん肺	15(1)	21(1)
肺気腫	0(0)	4(1)
慢性気管支炎	0(0)	3(0)
肺結核	1(0)	3(0)
胃がん	0(0)	1(0)
肝臓がん	1(1)	1(1)
食道がん	2(0)	0(0)
右肺腫瘍	1(0)	0(0)
良性中皮腫	0(0)	1(0)
肺炎	1(1)	1(0)
肺浸潤	1(0)	1(0)
胸膜炎	2(0)	0(0)
不明・なし	35(0)	81(0)

④ 業種・職種

	今回	前回
建設	10	21
断熱・保温・配管	5	12
石綿製品製造	12	12
造船・海軍工廠	5	7
吹き付け	4	5
解体	4	5
自動車	2	5
自動車修理	1	3
電気工事	1	3
ボイラー	3	3
溶接	3	3
板金	1	3
船員	0	2
電力	0	2
化学	1	2
製鉄	0	2
その他製造業	2	16
その他・不明	16	34

日本エタニットパイプ高松工場
 約三〇年間石綿コンクリート管(水道管など)の製造に従事、八二年に工場閉鎖。その後、生命保険会社の集金をしていたが、九一年三月末頃に下腹部がはるよううで近医に受診。

五月にY総合病院に入院、検査の結果、腹膜中皮腫と診断され、医師からはアスベスト作業の経験がないかと聞かれた。家族がアスベスト一〇番に電話した翌日、本人は死亡。九一年一〇月に高松労基署で業務上認定。愛媛労職対、全建総連香川等が協力した。

【事例②】Kさん（石綿肺 一九九一年六月八日死亡 五〇才）

高校卒業後すぐの五九年から六三年の四年間、石綿大手N社O工場（奈良県）で石綿を扱う作業に従事。その後転職して国家公務員になったが八三年頃から症状が出現、八五年に奈良県立医大付属病院に入院。石綿肺と診断され、翌年九月にじん肺管理区分四の決定を受けて療養することになった。しかし、その後症状は悪化し入院生活の後、九一年六月に死亡した。

死後、自らの病態を知った上で闘病した心情を綴ったノートが残され

たが、死亡した時には労災補償の手続きをとるよう書かれていた。労災申請と合わせて、N社にも損害賠償を請求し、当安全センターと弁護士が協力して九一年二月に二三〇〇万円で和解が成立した。

【事例③】大内久さん（肺ガン 一九九一年三月死亡 六四才）

住友重機浦賀造船所に勤務。機関室、ボイラー室内でアスベストに曝露。八七年六月に横須賀共済病院で肺ガンと診断され、肺を切除した。

本人からの再三の労災申請要請でようやく会社は動いたが、退職後二年間くらいしか働いていない下請け企業（粉じんとあまり関係ない）の事業主証明的はずれの「じん肺管理区分申請」をし、結果、「じん肺所見なし」という判定が出て、本人は一度は肺ガンの労災申請を断念していた。が、改めて療養・休業補償給付を横須賀労基署に申請した。住

友重機、下請け企業とも事業主証明を拒否したため調査に不当に時間がかかった。

九一年三月死亡。九二年三月に業務上認定された。

【事例④】Aさん（悪性胸膜中皮腫

一九九〇年三月死亡 五三才）

一九五七年より配管工事に従事、石綿を含んだ耐火パイプの切断や石綿を含んだ養生シートの使用などで石綿粉じんを吸い込んだ。八七年九月に横須賀共済病院で悪性胸膜中皮腫と診断され、九〇年三月死亡。

生存中の八九年一〇月に横須賀労基署に労災申請。勤め先が転々としており、各元請企業の事業主証明拒否にあった。本人死亡後の九一年六月になって、八七年五月から九月に従事した自衛隊横須賀地区病院新築工事の元請を最終粉じん職場とすることになり、結局、九二年一月によ

時短のための法制度で労働時間延長という不思議

変形労働時間制濫用の典例生例 — 全国一般大阪地連大阪ケミカル工業分会

「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」が今度の国会で成立した。内容は、企業内での「時短委員会」の設置の促進などであるが、本来に労働時間短縮につながるがどうか疑わしい施策が打ち出されただけだった。「なかなか進まぬ時短」とマスコミ各紙でも取り上げられているが、実際、中小零細の職場は全く何も変わっていないというのが現状である。安い単価の仕事でも、受注した仕事は長時間労働であろうとなす、事業主とそこで働く労働者の姿が町工場では一般的だ。事業主が自分で夜遅くまで働くのは、まだ置くとしても、出来るだけ安く長く働かせようと、あの手この手で職場に縛りつけられる中小零細工場の労働者の生活は悲惨なものだ。

労働基準法による労働時間規制としては、昭和六三年の改正で新たに一週四〇時間の規制が設けられている。但し、附則によって段階的に短縮を図ることにしているので、実際には昨年度からは一週四四時間となっている。さらにも業種と規模によって猶予措置があり、例えば常時百人以下の労働者を使用する製造業は、今年度、つまり来年三月三十一日までは一週四六時間で差し支えないこととされている。こうした法施行状況によれば、所定内労働時間については着々と短縮の道すがらについているようにも見える。ところが実際には、そうは問屋が卸さない。

労働時間規制遵守の

労働時間延長?!

変形労働時間制を採用すれば、時間外手当でも出さずに、これまでよりたくさん働かせることが出来てしまうのだ。労働時間の弾力的運用が労基法に大幅に取り入れられたのが前回改正のとき。そのときにも濫用の可能性が指摘されてはいたが、なるほど変形労働時間制を採用すれば規制を形骸化することができる。

〈表一〉を見てほしい。これは東大阪市にあるサンダル、靴等の製造会社「ダイケミ」の所定内労働時間について九〇年度と九一年度の二年間を比較したものである。もともとこの会社の労働時間は、月曜日から土曜日まで毎日午前八時半から午後五時半までの実働八時間という目一杯の長時間労働だった。ところが、九一年度（平成三年度）から一週四

六時間の規制が当てはまるようになったことから、そのままでは労基法違反になってしまう。そこでこの会社は、一カ月単位の変形労働時間制を採用することでこの規制をクリアしたわけだ。

一カ月単位の変形労働時間というのは労基法三二条の二で定められているが、要するに一月で平均して週労働時間の規制（この場合は四六時間）以内に収まっていれば、例えばある日に十時間の労働日を作ってもよいということだ。だから問題になるのは一カ月で何時間働いたかということになる。そうすると、一カ月の労働時間の限度から逆算し、それ

（表1）ダイケミの労働時間

職	90年度	91年度	労働時間の増減
4.1 ~ 4.20	136	133	+ 2
4.21 ~ 5.20	168	168 (197)	0
5.21 ~ 6.20	216	203 (203)	-13
6.21 ~ 7.20	208	197 (197)	-11
7.21 ~ 8.20	176	200 (203)	+24
8.21 ~ 9.20	208	203 (203)	- 5
9.21 ~10.20	192	197 (197)	+ 5
10.21~11.20	200	203 (203)	+ 3
11.21~12.20	200	197 (197)	- 3
12.21~ 1.20	136	172 (203)	+36
1.21 ~ 2.20	208	203 (203)	- 5
2.21 ~ 3.20	192	190 (190)	- 2
3.21 ~ 3.31	64	69	+ 5
合計	2304	2340	+36

* ()内は各変形期間に対応する労働時間の法定件

をカレンダーに割り振り、就業規則等の別表として張り出せば、法定内の目一杯を所定労働時間として働かせることができる。

そうするとダイケミでは、毎日八時間労働でやってきた九〇年度の年間所定内労働時間が二三〇四時間であったのに対し、この方法を採用した九一年度が二三四〇時間となった。なんと、一週四六時間規制が適用されたからの方が多く働く羽目になったのである。このカラクリは、盆休みや年末年始を含む月のことを考えてみれば明らかになる。要するに、祝祭日などによって少なくなる労働時間分を、変形労働時間制の採用によって一日八時間という限度がなくなった他の日に振り分けるのである。そうすると月の総労働時間は、一日八時間の規制に従うより増やすことができる。

（表二）は昨年度の一月分（十二月二一日から一月二〇日まで）の

（表2）12/21~1/20の労働時間

日	月	火	水	木	金	土
22	23	24	25	26	27	28
休	休	休	休	休	休	休
29	30	31	1	2	3	4
休	休	休	休	休	休	休
5	6	7	8	9	10	11
休	休	休	休	休	休	休
12	13	14	15	16	17	18
休	休	休	休	休	休	休
19	20					
休	休					

カレンダーである。年末年始の休業が続くこの期間は、なんと一〇時間の所定内労働時間の日が一四日ある。一カ月単位の変形労働時間制を採用して、とんでもないスケジュールができたものである。

労働時間延長のための 変形労働時間制採用

このダイケミの労働時間を見て、多くの人は「こりゃおかしいよ。」と言います。「労基法違反じゃないの」と言う人もいるだろう。労働省通達には変形労働時間制の目的について次のように述べている。

「変形労働時間制は、労働基準法制定当時に比して第三次産業の占める比重の著しい増大等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、労使が労働時間の短縮を自ら工夫しつづすすめていくことが容易となるような柔軟な枠組みを設けることにより、労働者の生活設計を損なわない範囲内において労働時間を弾力化し、週休二日制の普及、年間休日日数の増加、業務の繁閑に応じた労働時間の配分を行うことによって労働時間を短縮することを目的とするものであること。」

二つの表を見れば、この目的に反することは明らかだ。週休二日や年間休日日数の増加を図ったわけでもないし、業務の繁閑に応じて労働時間を配分したわけでもない。おまけに年間総労働時間は延長した。

労働条件の不利変更だが

労基法違反でない?!

この会社の労働者で組織する労働組合、全国一般大阪地連大阪一般労働組合大阪ケミカル工業分会（ダイケミは労働組合結成を期に製造部門を別会社としたもの）は、この変形労働時間制が一方的に採用されたことに対し、撤回を求める闘いを始めた。当初、四月から九月までの労働時間カレンダーが会社掲示板に貼りだされた後に、労働組合が所轄の東大阪労基署に申告したところ、新たな就業規則が提出されていないことが判明した。しかし、会社は抜き打ち的に朝礼で行った選挙で労働者代表をでっち上げ、七月になって労基署に提出、受理されている。最終的に九一年度の総労働時間の二三四〇時間が確定した今年三月末に、再度東大阪労基署に労組が出向いたところ、労基署側はこの変形労働時間制採用は違法なものとは言えず、年間総労働時間に増加についても、労基

法第一条の「不利変更の禁止」は

罰則規定のない訓示規定なので法律の効力を及ぼすべきでない、との立場をとった。

国会でもこの事例については取り上げられている。時短促進法が審議された五月十七日の衆議院労働委員会、社会党の岡崎宏美代議士は、質問のなかで典型的な変形労働時間制の濫用で十分指導すべきとしたのに対し、佐藤勝美労働基準局長（当時）は変形労働時間制の趣旨にあわず指導を徹底するとの答弁を行っている。

もし「時短は労使で進めるべきもの」との一般原則をのみを重視し、こうした変形労働時間制の濫用が放置されるならば、中小零細事業場の長時間労働の実態は改善されにくいだろう。労働基準局長の答弁を待つまでもなく姑息な脱法行為による労働時間延長には十分な指導を行うべきだ。

一九九二年夏期カンパへのご協力をお願い

各位におかれましては、日夜さまざまな取り組みにご奮闘のことと存じます。日頃より、当関西労働者安全センターに多大なご支援、ご協力をいただいておりますことに對し、厚くお礼申し上げます。

さて、当センターが進めてきました労災職業病、安全衛生をめぐる運動は、激しい情勢の変化のなかで、様々な新しい課題に直面しています。外国人労働者の労災問題については、昨年九月に市民団体とともに実施した電話相談、この六月に大阪地評弁護団が行った電話相談でも多くの相談が寄せられ、その権利擁護の活動を進めてきたところです。この活動は、「外国人労働者の労災白書」としても出版されるに到っています。

昨年に引き続き全国的な取り組みとして行った第二回アスベスト・職業がん一〇番では、深刻な相談が多く寄せられ、被災労働者の救済に向けた取り組みを進めています。また、埋もれたままで救済されることもなかつた都市部のじん肺被災者への援助などの活動も強めていきます。昨年末に労働省が出した「いわゆる労災隠しの排除について」とする通達は、こうした零細事業所の労働者、未組織労働者が権利を主張することもできず泣き寝入りさせられていることを示しており、一層の運動の強化が求められるところです。

こうした被災労働者の救済活動のほか、腰痛症、頸肩腕障害、指曲がり症、過労死などの労災認定、職場の日常の安全衛生活動への援助などセンター会員労組とともに取り組んでできるところです。

さらに、大阪市東南地域においては、地域の方々とともに、労働者の生命と健康を守る新たな医療拠点を設立するため、「菜の花診療所設立準備会」を発足しました。すでに生野区に場所も決まり、年内の開院を目指しての準備活動に入っています。これは私たちの運動内容をさらに豊富にしてくれるものと思います。

しかしながら、当センターの財政基盤は未だ十分とは言えず、皆様の資金援助を仰がねばならないのが実情です。趣旨をご理解いただき、このたびの夏期カンパにご協力くださるようよろしくお願い申し上げます。

関西労働者安全センター運営協議会

議長 岡田義雄

開院場所 決定 11月開院に向け準備始まる

七月中旬の一次集約に向け

出資・寄付の集中をお願いします。

六月四日に第四回設立準備会が開かれ、菜の花診療所の場所が決定した。

開設場所は桃谷駅より徒歩五分、商店街を南に折れて百メートルのところにあるマンションの一階。バスの停留所にも近く、交通の便に恵まれたところである。広さ

は約四〇坪。

昨年十一月に準備会を発足させて以降、開院場所の選定に入ったが、生野という土地柄、まとまった広さのある候補地を探し出すのに苦労してきたが、今後は本年十一月の開院に向けて慌ただしい開業準備が始まる。

診療所開院のために最大の課題は資金である。準備会は七月半ばに設定した第一次集約に向けて出資・寄付のお願いを開始している。

この診療所計画は、大阪市東南地域での労災職業病の取り組みを基礎に、未組織の被災労働者の救済や地域生活者の支援という、これまでよりも広い視野にもった活動を地域の労働組合とともに取り組んでいこうというものである。

すでに安全センターも、資金の拠出を関係諸団体、個人にお願いしているところですが、安全センターの新しい事業にぜひともご協力をお願い申し上げます。

菜の花診療所付近の地図





←診療所の開院場所の遠景

↓開院場所の前景



菜の花診療所設立に向け 出資・寄付をお願いします

【出資金】

(イ) 個人 一口 5,000円

(ロ) 団体 一口 10,000円

出資金は、拠出がなされた日より5年を経過して以降、本人の申し出により無利子にて返還します。

【寄付金】

寄付金には単位を設けておりません。いかほどでもけっこうです。

【振込先】

郵便振替 大阪 7-85103 「菜の花診療所設立準備会準備会」
大阪労働金庫天王寺支店 普通4176364 「診療所設立準備会」

前線から

大阪

横行する

外国人労働者の

労災隠し

休業一カ月で

五万円の不示談

六月十八日、
韓国人労働者

Aさんは、阪

急宝塚線蛍が

池駅の高架化

工事において

ブリーカーで

壁の凸面部のコンクリート

を粉砕中、重さに耐えきれ

ずに転倒し、その際指が下

敷きになり、指を骨折する

事故にあった。

医師の見通しでは、約一

か月の治療が必要であった

にもかかわらず、事業主は

労災補償の手続きをせず、

Aさんに五万円を渡してケ
リをつけようとしていた。

事業主の言い分は、外国人

労働者にも労災保険が適用

されることを知らず、元請

けからも外国人労働者を雇

うなと言われていたからだ

という。あげくの果てに、

事業主は五万円という低額

にまで補償を値切り、示談

書まで取り交わしたのであ

る。しかし、仕事もできな

いAさんは生活に困り、ア

ジアンフレンドを通じて相

談にやってきた。

典型的な労災隠しの事例

ではあるが、で
きるだけ早期に

帰りたいという

本人の意向もあ

り、約一カ月分

の休、業補償分

を事業主が支払

うことで合意、一応の解決
を見ることとなった。

Aさんは、昨年アジアン
フレンドと安全センターが
行った「労災電話相談」の
ポスターを新今宮駅で見
て、電話をかけてきたという。
釜ヶ崎に働く外国人労働者
に訴える効果的な方法を考
案すべきだと考えさせられ
た事案だった。

富山

じん肺の労災補償

請求に本人の念書!?

密審本且請求権の不口足

今年三月に大阪労働基準

局より「じん肺管理区分二、

続発性気管支炎、要療養」

との決定を受けたOさんは、

最終の粉じん職場であった

富山県の黒四ダムの工事を

所轄する魚津労基署に対し、

労災休業補償給付の請求を

行った。しかし、発症の原

因となる仕事昭和三七年

と古く、給付額決定の基礎

となる賃金の資料が存在し

なかったことから、労基署を通じて富山労働基準局長へ平均賃金の算定申請を行うこととなった。

ところが、決定申請書を受理した同労基署は、建設会社にも決定申請書を求めるとともに、なんと本人に対し改めて「決定について一切の異議を申し立てない」

とする念書の提出を求めた。平均賃金の決定は行政処分として行うものであり、不服ある場合には労働大臣に対して審査請求ができるものであるにも関わらず、労基署が労働者に対し「不平を言うな」という念書を取るのには理解しがたいことだ。意味を問い合わせ

たところ、同労基署は不当なものであることを認めた。

また、同労基署は支給決定の調査で、すでに大阪局の段階で提出し認められている四カ所の粉じん職歴について、最終職場以外の三カ所の証明も建設会社側に求めている。すでに要療養の決定を受け、

最後の粉じん作業も確定しているのだから、これをもって支給決定を遅らせるのは全く理解しがたく、被災労働者の生活を無視した補償行政運営としか言いようがない。各地域での日常的な労災職業病の闘いの重要性が痛感される。

関西

環境科学労働科学 研究会会最終例会

労働関連性疾患など

テーマに

関西の労働衛生学の研究者の集まりである、環境科学労働科学研究会の例会が、ネットワーク産業保健との共催で六月十三日に開かれた。この日のテーマは、労働関連性疾患の諸問題と、労災補償制度問題についてであった。特に労働関連性疾患については、労働省の委託研究課題でもあり職業病認定基準との関連で、今後が注目されるところである。

同研究会は今後の運営について、この日を最終の例会として活動の幕を閉じ、今後は年二回程度の集まりを行うこととなった。メンバーの活躍が期待される。

念書

私こと、今般平均賃金決定申請書を提出するにあたり、
1. 当時在職した事業場の閉鎖等により同種、同年令の労働者がいないこと
2. 賃金台帳等関係書類が既に廃棄されており、証明する記録が残っていないこと
3. 本申請書提出時現在において、同種同規模の事業が無く、したがって同種労働者がいないこと
以上、三点の理由により平均賃金決定申請を行いました。が、平均賃金決定について、一切の異議を申し立てない事を誓約します。

平成 年 月 日

魚津労働基準監督署長殿

申請人住所 〒

氏名

印

じん肺被災者の横顔

ハツリ作業のじん肺

⑧

岩崎久市 さん

—— 岩崎さんの最終粉じん職場は建設工事のハツリですが、その前に炭鉱がありましたね。

岩崎 ええ、昭和二六年から牛深炭鉱で働いていました。途中から天草炭鉱と名前が変わりましたがどね。三七年に閉山になってからは二、三年の間は撤廃の作業で残りました。

—— そのあと大阪へこられたわけですね。

岩崎 しばらく言わば半農半漁の生活をした後、友人の勧めや、弟が大阪に来ていたりしたことあつて、仕事のある大阪にやってきたわけです。けれど、そう簡単によい仕事があるわけではなく、浄化槽工事の仕事などをした後、ハツリの仕事を専

門にやっていた大阪市港区の三宝工務店というところに職をもとめそこでだいたい十四年間仕事をしてきました。

粉じん発生源が口に近い

ハツリという仕事

—— ハツリの仕事というと、粉じんが多い作業だというのは想像がつかんですが、実際どうですか。

岩崎 ブレーカーでコンクリートを削ったり、穴をあけたり、破碎したりとやるわけだから、そら粉じんの量はものすごいですよ。空気の逃げるところがない炭鉱に比べればましに見えるけれど、口のほんの近くで

粉じんがでてくるわけだし。もともと壊して粉じんとたてるのが仕事みたいなものだから四六時中やっているわけで、吸い込むのも多くなっている当然です。

—— マスクなどの粉じん対策はどうでしたか。

岩崎 マスクはするにはしたけれど、昔のフィルターは性能が悪くてすぐに詰まってしまつて、脇の隙間で息をしてました。悪いとは判つても窒息するよりはマシということですよ。

次々と変わる作業現場で

突貫工事もしょっちゅう

—— ハツリの作業はビルの建設関係だから、現場が次々と変わるでしょう。幾つぐらいの現場に関わりましたか。数えられる訳ないか。

岩崎 そりゃ数えられないですね。例えば大阪駅前第三ビル建設工事の

ときは、ハツリの応援で一カ月ぐらい行きました。建設というのはあらかじめ工期というのが決まっていますから、他の日程でしわよせを受けるということがよくあるみたいです。あのときは、夜の遅くまでライトで照らしながら作業をやってました。ほんとに深夜に帰って寝てまた行って仕事をする、そんな感じでした。

——十四年もハツリの仕事をしてきて、やめたきっかけは何でしたか。
岩崎 労災事故がきっかけです。骨折し、それ以来腰をひどく傷めてしまいました。長い間療養していたんですが、ひどい痛みが残ったまま症状固定だと言われて労災の打ち切りになってしまったんです。このままではとても仕事ができる状態ではないし、とんでもないと思って労災の審査請求をしていたんですが、そのころ診てもらった先生が職歴を見られて「じん肺の検査も受けたら」と言われたのがじん肺と言われた始まり



です。

——そうすると事故にあった現場が岩崎さんにとっての最後の粉じん作業というわけですね。

岩崎 そうです。その現場はその日一日行っただけなんです。じん肺の労災保険はその現場の元請の会社に世話になっています。社長も「あハツリ屋さんの人」というわけで快く応じてくれました。ハツリというのはほんとに小さい会社でいろんな現場を転々としているのが普通で

すから、労災といってもうまくいかないことが多いです。私のまわりでも労災で気の毒な目にあっている人が何人かいました。私の場合は運がよかったのかも知れません。

——岩崎さんはじん肺だけでなく腰の痛みもまだ強いようですが。

岩崎 ええ。腰の治療も続けています。結局、症状固定で障害補償をもらったということになったんですが、とても治療なしには生活できないということなのに、労災打ち切りというのはどうも釈然としません。じん肺があるから休業補償をそちらで受けてはいるからいいんですが、なぜ症状固定となるのか未だに理解できないところですよ。

——たしかにそうですね。今の労災補償制度の問題の現れでしょう。どうかお大事に。

関西労働者安全センター労働安全衛生セミナー

夜勤・交替制勤務 と 労働者の健康

講師 酒井一博（労働科学研究所）

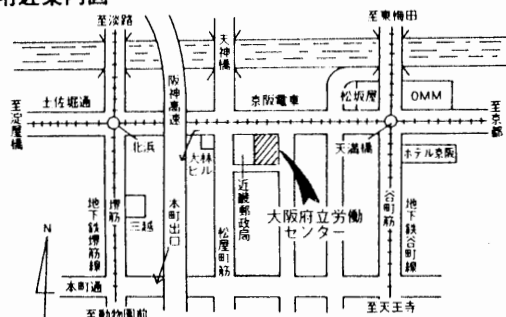
7月24日（金）午後6時～8時

エルおおさか（府立労働センター）5階視聴覚室

労働時間法制の変更が進むなか、交替制勤務の職場の実態も変わってきています。夜勤・交替制勤務の現状や健康に与える影響に関するエキスパートである酒井氏を迎え、労働者の立場からどう取り組んでいけばよいかを考えます。ふるってご参加下さい。

■ 資料代 600円（会員500円）

附近案内図



天満橋駅より徒歩で約5分です。

主催 関西労働者安全センター (☎06(538)0148)

五月の新聞記事から

五・一

大阪高裁は、神戸市の「二人会社」社長の過労死を労災と認める逆転判決。

五・一四

中小企業の一五%が外国人労働者を雇用した経験があり、現在雇用している企業では外国人労働者の従業員中の割合が平均一七%に。(国民金融公庫調査)

九一年の勤労者一人当たりの年間総実労働時間は二〇〇六時間(労働省発表)。

五・三

京都市南区の地下で塗装工事中に作業員四人が倒れ、一人死亡。

五・一六

大分県の山林で、倒木処理作業中に倒木の下敷きなどにより作業員二人死亡。

五・七

日経連は、経済審議会に対し、時短の具体的目標の言及を避けるよう要望。

五・一七

韓国济州島沖で長崎県の漁船が転覆。二人死亡、七人が不明。

五・一二

平野区のステンレス製品製造会社を「不法就労」助長の容疑で、大阪府警平野署が捜索。

五・一九

衆院労働委で時短促進法案を可決。

岡山県でブロッコが倒れ、作業員二人が死亡。

五・二〇

宮城県細倉鉱山の元坑内作業員二三人が、三菱マテリアルなど四社を相手に総額七億五千九百万円の損害賠償を求め、仙台地裁に提訴。

カナダ東部の炭鉱で爆発、少なくとも作業員二六人が地下に閉じ込められる。

外国人講師・日本人職員二六人への賃金未払いで阿倍野労基署は語学学校社長を書類送検。

五・二二

東京国際空港新ターミナル工事現場で、撤去中の橋桁が落下、下敷きになった作業員一人死亡、二人重傷。

五・二三

経団連は意見書の中で、外国人労働者受け入れで受け入れのルール作りが必要との考え。

五・二四

従業者全体に女性の占める比率が四割に達した。(総務庁・事業所統計調査結果)

トラック荷台のコンクリート杭が落下、運転手が下敷きになって死亡。

五・二八

枚方市で大型トレーラーが橋から転落。運転手が重体。

港区で船底の清掃作業中に酸欠で作業員一人重体、一人軽症。

購読料改定のお知らせ

関西労災職業病の頒価については、長らく1部100円、年間購読料2000円の低額を維持してきましたが、次々号(8月号)より次の通り改めることと致しました。今後は、さらに誌面の充実につとめ、労働者側からの労災職業病、労働安全衛生対策に役立つ機関誌として成長させたいと考えていますので、購読者、会員の方々のご理解、ご協力をいただきたくお願い申し上げます。

◇新頒価 1部 200円

◇新年間購読料 1部 3000円

2部 4800円 3部以上1部につき2400円増

◇会員購読料 会員への1部無料配付についてはこれまで通り、2部以上については1部につき150円増とします。

(会費1口1000円はこれまでと変わりありません。)

なお、料金改定は1992年8月号(209号)からとなりますので、7月号までに年間購読料の請求時期がある場合には、1年に限り旧料金で請求させていただくこととします。同様に、すでに年間購読料をいただいている場合の8月号以降分、また7月号までの新規購読1年分についても旧料金とします。

購読料、会費のお支払いは郵便振替、銀行振込をご利用下さい。なお新規購読などの場合にはその旨通信欄にご記入いただくか、別途電話などでご連絡ください。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫梅田支店 普通1340284
名義 関西労働者安全センター TEL(06)538-0148 FAX(06)541-2712

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL 06 (551) 6854 FAX 06 (554) 5672